

**外国為替及び外国貿易法に基づく
「本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得に関する報告書」
における参照条文**

○外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

（資本取引の定義）

第二十条 資本取引とは、次に掲げる取引又は行為（第二十六条第一項各号に掲げるものが行う同条第二項に規定する対内直接投資等に該当する行為を除く。）をいう。

一～九 [略]

十 居住者による外国にある不動産若しくはこれに関する権利の取得又は非居住者による本邦にある不動産若しくはこれに関する権利の取得

十一・十二 [略]

（資本取引の報告）

第五十五条の三 居住者又は非居住者が次の各号に掲げる資本取引の当事者となつたときは、政令で定める場合を除き、当該各号に定める区分に応じ、当該居住者又は非居住者は、その都度、政令で定めるところにより、当該資本取引の内容、実行の時期その他の政令で定める事項を財務大臣に報告しなければならない。ただし、第六号に掲げる資本取引のうち第二十三条第一項の規定により届け出なければならないとされるものについては、この限りでない。

一～十一 [略]

十二 第二十条第十号に掲げる資本取引のうち、非居住者による本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得 非居住者

十三 [略]

2～7 [略]

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 [略]

三 第五十五条の三第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四～十二 [略]

○外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（抄）

（資本取引の報告）

第十八条の五 法第五十五条の三第一項に規定する政令で定める場合は、居住者又は非居住者が当事者となつた資本取引が次に掲げる資本取引のいずれかに該当する場合とする。

一・二 [略]

三 その他法第五十五条の三第一項の規定に基づく報告がされなくても法の目的を達成

するため特に支障がないものとして財務省令で定める資本取引

2～7 [略]

○外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）（抄）

（報告を要しない資本取引の範囲）

第五条 令第十八条の五第一項第一号に規定する財務省令で定める小規模の資本取引は、次の各号に掲げる資本取引の区分に応じ、当該各号に掲げる資本取引とする。

一・二 [略]

2 令第十八条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める資本取引は、令第十一条第三項若しくは令第十一条の三第二項の規定に基づき財務大臣の許可を受けた者が当該許可を受けたところから行った資本取引、又は次に掲げる資本取引のいずれかに該当するものとする。

一～九 [略]

十 法第五十五条の三第一項第十二号に掲げる資本取引のうち、次のいずれかに該当する本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

イ 非居住者が当該非居住者又は当該非居住者の親族若しくは使用人その他の従業者の居住の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ロ 本邦において非営利目的の業務を行う非居住者が当該業務の遂行の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ハ 非居住者が当該非居住者の事務所の用に供するため行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

ニ 非居住者が他の非居住者から行った本邦にある不動産又はこれに関する権利の取得

十一～二十 [略]